

広島県告示第三百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十九年広島県告示第三十五号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

呉市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・九一五号古新開弁天橋線及び三・五・九二六号大新開吉松線

三 事業施行期間

平成十九年一月十八日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分
変更なし
使用の部分
なし